



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号

井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:品田(しなだ)

## 労働者派遣法改正の概要について

今回のあおぞらレターでは、平成27年9月30日施行の労働者派遣法の改正内容と、10月1日に施行された同法の労働契約みなし申込み制度についての概要をお伝えいたします。



### 労働者派遣法改正のポイント

#### ● 全ての労働者派遣事業を許可制へ一本化

労働者派遣事業は、『特定労働者派遣事業（届出制）』と『一般労働者派遣事業（許可制）』の区別がなくなり、すべて許可制に一本化されます。

★現行の許可制に、新たな許可基準が追加されます

★現在特定労働者派遣事業（届出制）を行っている場合、許可を得ることなく3年間は事業を営むことが可能です。但し、平成27年9月30日以降に申請及び変更する場合、新たな認可基準が適用されます。

#### ● 派遣の期間制限を事業所単位と個人単位で制限し、原則3年とする

派遣期間は原則1年（最長3年）でしたが、すべての業務について原則3年となります。

★派遣先事業所は、労働者の代表から意見聴取することで、同じ業務であっても3年を超えて派遣労働者を受け入れることができます（同一労働者の受入不可）

★派遣労働者は、組織単位（課）が変われば、同じ派遣先事業所であっても3年を超えて働くことができます。

##### 【期間制限の例外】

次の派遣労働者は上記の期間制限は適用させません。

- ・派遣元事業主に無期雇用される者
- ・60歳以上の者
- ・終期が明確な有期プロジェクト業務に派遣される者 など



#### ● 派遣労働者の雇用を継続させるための措置（雇用安定措置）の義務

派遣元事業主は、対象となる派遣労働者の希望により、次の措置を講じる義務があります。

- ① 派遣先への直接雇用の依頼
- ② 新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
- ③ 派遣元事業主による無期雇用
- ④ その他の措置（有給の教育訓練、紹介予定派遣等）

★①の措置を講じた結果、直接雇用とならなかった場合は追加で②～④を行う必要があります

※対象となる派遣労働者とは、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方です



#### ● 労働契約みなし申込み制度

違法派遣を受け入れた場合、原則として派遣先が当該派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたとみなされます。

★違法派遣とは、派遣禁止業務での受入・無許可事業主からの受入・派遣可能期間を超えての受入・偽装請負のことで

労働者派遣法改正の概要については下記 URL をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000098917.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277

社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング